

## 基本政策5 市民と行政が「ともに」創る協働によるまちづくり

### 政策の分野 12 協働・参加

#### 個別政策 23 市民参加と協働によるまちづくり

##### 現況と課題

住み良い地域社会を実現し、次の世代に引き継ぐためには、市民と行政がともに登米市まちづくり基本条例の実践を進めていくことが重要となります。こうした中で、登米市まちづくり基本条例の基本理念に掲げた「協働による登米市の持続的な発展」を目指すことや基本原則に掲げた「市民参加及び参加の機会の保障」について、理解や関心を深めるため、まちづくりフォーラム等の取組を行っていますが、十分に認知されているとはいえない状況にあります。

このため、まちづくり基本条例や協働によるまちづくりに対する一層の理解や関心を深め、行動につなげていくため、様々な機会や媒体を活用して今後も情報の提供と共有化を図っていく必要があります。

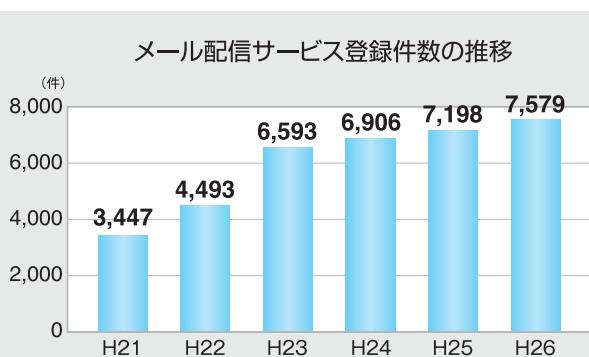
また、市民ニーズの多様化や人口減少、少子高齢化など地域社会を取り巻く環境が変わりつつあります。こうした中、まちづくり基本条例に基づき、地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決めるという自治の考えの下、地域の特性を活かした地域づくり活動に取り組むコミュニティ組織や公益的な活動を行うNPO<sup>\*1</sup>や市民活動団体等に対する支援を推進するとともに、多様な主体と協働によるまちづくりを持続し、さらに発展させていく必要があります。

##### 今後の方向性

まちづくり基本条例に基づき、住み良い地域社会の実現のため、市民がまちづくりに参加しやすい環境の整備とより多くの市民の意見がまちづくりに反映される取組を推進します。

また、市政情報の公開や広報・広聴活動等を推進し、市民との市政情報の共有を図り、住民自治の考えの下に、市民の参加・参画によるまちづくりに取り組みます。

さらに、協働による登米市の持続的な発展に向け、多様な主体と行政のパートナーシップにより、市政及び地域の課題等について相互理解を深めながら協働によるまちづくりを推進するとともに、地域の特性を活かした地域づくり活動に取り組むコミュニティ組織等の基盤の強化支援に取り組みます。



資料:登米市総務部 市長公室調べ(各年度)  
(メール配信サービスは平成21年度から開始)



市民の参加・参画によるまちづくり

\*1【NPO】:政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。

## 施策52 市政への市民参加の推進

- ①市政への市民参加・参画を促進するため、審議会委員等への市民公募をより一層推進とともに、透明性の向上を図り、公平・公正で開かれた市政の実現に取り組みます。
- ②市民の市政への参画機会を高めるため、市の基本的施策について、意思形成の段階から広く意見を求めます。
- ③市政に関する市民の建設的な意見や要望を市政に反映させるため、市政モニター制度や市長への提言箱、移動市長室の充実を図ります。
- ④開かれた市政を推進するため、出張市役所の活用を推進し、市民の市政に対する关心と理解を深めるとともに、地域課題等の意見交換を行います。
- ⑤誰もがまちづくりに参加しやすい環境の整備を図るため、市政情報の公開、広報紙、ホームページ、メール配信やコミュニティFM放送等、様々な情報媒体を通じた市民との情報共有を進めます。

## 施策53 個性的で魅力的なまちづくりの推進

- ①市民が主体的に行う公益的な市民活動を支援するため、NPO法人や市民活動団体等の活動をサポートする拠点機能の充実を図り、多様な主体と協働によるまちづくりを推進します。
- ②まちづくりに対する市民意識の高揚を図るため、まちづくりフォーラムや各種講演会を開催します。

## 施策54 コミュニティ活動の充実

- ①地域が自ら考え取り組む課題解決や地域の特性を活かした地域づくりを推進するため、地域実践活動への支援を行います。
- ②市民の創造力を活かした地域づくりを推進するため、コミュニティ組織に対し、地域づくり計画の実践支援や人的支援、財政的支援を行います。
- ③自治会・町内会等の自主的活動を促進するため、活動の拠点となる集会施設等の整備を支援し、地域の連帯感に基づく自治意識の高揚を図ります。

### 【関連条例・計画】

○登米市まちづくり基本条例

## 施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (26年度)	目標	
				32年度	37年度
市民公募実施審議会等の割合	市民公募実施により選任された委員を含む審議会等の割合	%	6.0	15.0	30.0
登米市ホームページによる情報提供件数	登米市ホームページのトップページにアクセスされた件数	件	420,000	600,000	700,000
メール配信サービスによる情報提供件数	登米市メール配信サービスに登録された件数	件	7,579	15,000	30,000
とめ市民活動プラザ活動実績数	公益的な活動を行う市民活動団体等への情報提供や相談業務等の延べ人数	人	6,455	7,500	8,500
地域づくり活動への参加率の増加	コミュニティ組織の地域づくり計画に基づき、取り組んだ事業への参加率の増加(27年度を基準100%として)	%	—	110	120

## 個別政策 24 男女共同参画社会の推進

### 現況と課題

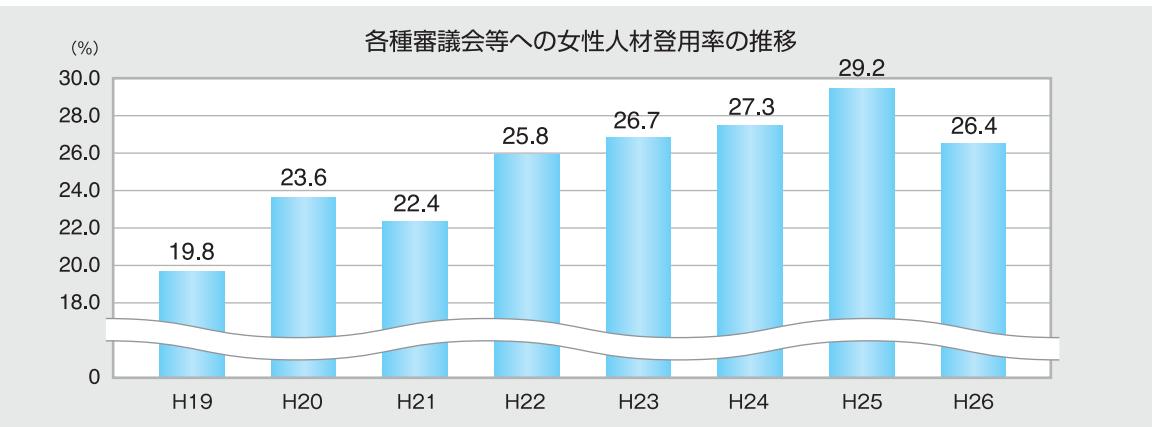
だれもが活き生きと暮らせる登米市を築くため、すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、共に責任を分かち合いながら、その個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

これまでの取組により、男女共同参画に対する認知度は高まってきてはいるものの、古くからの社会慣行による男性像、女性像が今なお残っていることから、男女共同参画社会に関する一層の理解を深め、行動に繋げていくためには、これまでの取組を発展させながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

### 今後の方向性

男女共同参画に関する施策は、市と市民・各種団体・企業等と相互に連携した取組が必要であることから、それぞれの立場で男女共同参画に向けた取組が主体的にできるように情報提供、情報共有を図ります。

また、男女共同参画社会の実現に向け、男女が共にあらゆる場でお互いを尊重し対等な立場で責任を分かち合うことや仕事と生活の調和によって、社会のあらゆる場に参画できるような社会の形成など、男女共同参画社会の実現に向けて、市民への啓発活動を推進します。



資料：登米市企画部 市民活動支援課調べ(各年度)



男女共同参画社会の実現に向けた講演会

## 施策55 男女共同参画社会の推進

- ①男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画基本計画・行動計画に基づき、男女がお互いの人権を尊重し合うまちづくりを推進するとともに、ワーク・ライフ・バランス※1の意識啓発を図ります。
- ②セクシャル・ハラスメント※2やドメスティック・バイオレンス※3の根絶に向けて、相談体制の充実や学習機会の提供による意識啓発を図ります。
- ③男女が共に参画するまちづくりを推進するため、審議会等における政策・方針形成過程への女性の参画を推進するとともに、各種研修会等の開催や情報提供に取り組みます。

### 【関連条例・計画】

- だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例
- 登米市男女共同参画基本計画・行動計画

## 施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (26年度)	目標	
				32年度	37年度
ワーク・ライフ・バランスの認知率	ワーク・ライフ・バランスの具体的な内容の認知度	%	36.6 (25年度)	50.0	50.0
女性支援活動団体数	男女共同参画社会の実現に向けて活動を行う市民活動団体数	団体	2 (25年度)	5	10
各種審議会等への女性人材登用率	審議会等への参加機会の確保による女性委員の登用割合	%	26.4	40.0	40.0

※1【ワーク・ライフ・バランス】：やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭環境や地域生活などに応じた多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。  
 ※2【セクシャル・ハラスメント】：相手の意に反して行われる性的嫌がらせのこと。また、相手の意に反した性的な言動や身体の不必要な接触、性的関係の強要などを行うこと。  
 ※3【ドメスティック・バイオレンス】：配偶者やパートナー（婚約者、恋人）などの近親者から受ける暴力のこと。

# 政策の分野 13 行財政運営

## 個別政策 25 効率的な行財政運営の推進

### 現況と課題

行政運営については、計画、実施で完了することなく、評価、改善につながるマネジメントサイクルを活用し、隨時、事務事業の見直しを行いながら、より効率的かつ効果的な運営を目指し、取り組んでいます。

本市を取り巻く財政環境は、今後も一般会計の歳入総額の約半分を占める地方交付税をはじめとする依存財源に大きく頼る状況が見込まれますが、地方交付税は普通交付税の合併算定替えが終了することで、大幅な減額が見通される一方、歳出では、時代の変化に即応した少子高齢化への対策や、道路や下水道などの生活基盤の整備に多額の財政需要が見込まれることから、財政運営は一層厳しさを増していくものと考えられます。

このため、多様化・高度化する市民のニーズに対応し、行政サービスの向上を図るために、実効性が高く効果的な行政運営を推進し、より一層積極的に行財政改革に取り組んでいく必要があります。

また、市が保有する公共施設は、類似施設が数多く存在し、施設の老朽化とそれに伴う維持管理費の増加が予想されることから、利用者が安心して利用できる施設の提供や維持管理費の縮減など、効率的かつ効果的な配置や管理運営が必要となっています。

さらに、庁舎については、市政全般にわたる行政の拠点であり、まちづくりの核としても役割を担っていますが、分散・狭隘化などによる市民サービスや事務効率の低下、防災拠点等といった現庁舎が抱える様々な課題を解消する必要があります。

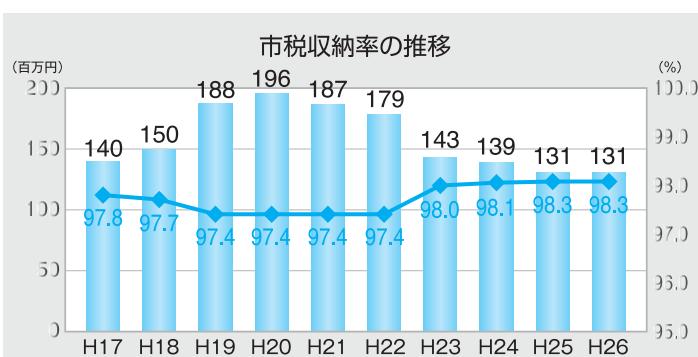
### 今後の方向性

市民の視点に立った質の高い行政サービスを効率的に提供し、多様化する市民ニーズに応えられる柔軟で適正な組織体制の構築に取り組みます。

市民にとって利便性が高く、有益なサービスのあり方を検討し、事務事業の適正な見直しと経費節減に努めます。

また、ICT<sup>\*1</sup>の活用・充実を図るとともに、新たな課題に対応できる人材を育成し、行政機能の効率化を推進します。

限りある財源の中で、市税等の収納率の向上に努め、将来にわたる財政需要予測を基に、中長期的な視点から、健全かつ安定した財政運営に向けて、適正な財源の確保と経費の削減に取り組みます。



資料:登米市総務部 収納対策課調べ(各年度)



市民サービスの窓口

\*1【ICT】:「Information&Communication Technology」の略称で、情報通信技術のこと。

## 施策56 行政組織の適正化

- ①行政組織のスリム化・効率化を進めるため、事務事業を抜本的に見直し、市民と行政がそれぞれの役割を明確にして、市民の主体性が十分に發揮される枠組みを共に構築します。
- ②地方交付税の大幅な減額など経営資源の減少が見込まれることから、最小の経費で最大の効果が得られるよう、引き続き定員適正化計画に基づく適切な職員定数の管理を行い、適正な行政組織を目指します。

## 施策57 行政サービスの向上

- ①行政サービスの向上と経費節減の両立を図るため、従来の事務事業の在り方に捉われることなく、指定管理者制度<sup>\*1</sup>の導入や民間事業者等への委託、民営化への転換など民間活力の活用を促進します。
- ②限られた人員でも多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応できる人材を育成するため、職員研修の一層の充実を図り、職員個々の能力向上による組織力の強化を目指します。
- ③市民の利便性の向上と利用者の増加を図るため、インターネットを利用して各種申請・届出等の行政手続きが行える電子申請の種類を増やします。
- ④現庁舎の様々な課題を解消し、十分な行政サービスの提供と市民ニーズや時代の要請に応えるため、情報発信の場、市民交流の場及び災害時に対応する防災拠点等に配慮しつつ、より多くの市民の意見を参考にしながら、市民が利用しやすい、市民に親しまれる新たな庁舎の建設を目指します。
- ⑤共通する行政課題や広域的な行政需要に対応するため、近隣自治体との広域的な連携に取り組みます。

## 施策58 効率的な財政運営の推進

- ①効率的で効果的な行政サービスの提供を目指し、市が実施する事業を対象として、定期的かつ継続的に実施結果の評価を行い、その結果を改善につなげていきます。
- ②健全な財政運営を推進するため、合併特例債等の有利で安定した財源の選択と確保を図りながら、行財政改革の取組を進め、経費の削減と財政の効率化に努めます。
- ③自主財源を確保するため、市税等の収納率向上や受益者負担の適正化を図ります。また、未利用となっている市有財産の貸付や売却処分、市有財産の有効活用を推進します。
- ④住民自治や市民の利便性、人口減少への対応を念頭にした施設の更新・統廃合・長寿命化などを盛り込んだ公共施設等総合管理計画を策定し、最適な施設配置の実現に取り組むとともに財政負担の軽減・平準化に努めます。

### 【関連条例・計画】

- 登米市行財政改革大綱・実施計画
- 登米市定員適正化計画
- 登米市人材育成基本方針

## 施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (26年度)	目標	
				32年度	37年度
適切な職員定数の管理	登米市定員適正化計画における年次ごと職員数の目標達成度	%	97	100	100
電子申請・届出手続種類数	みやぎ電子申請サービスを利用し、手続きできる申請・届出数(年度内の一時期のみを受付期間としたものも1手続とする)	件	20	25	30
市税収納率	市税(国民健康保険税を除く)の現年度分収納率	%	98.3	98.8	99.3

\*1【指定管理者制度】:多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に地方自治法の一部が改正され導入された制度のこと。